

# 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程に基づき報酬及び費用弁償等を支給する役員等は次のとおりとする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事
- (5) 評議員
- (6) 本会が召集する会議及び委員会（以下「会議等」という。）のうち、会長が特に必要と認める会議等の出席者

(役員報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、次の各号の定めるところによる。ただし、本会の職員の身分を有する役員については、支給しない。

- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| (1) 会 長 | 月額 | 30,000 円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 15,000 円 |
| (3) 理 事 | 年額 | 5,000 円  |
| (4) 監 事 | 年額 | 5,000 円  |

2 前項の報酬は、会長にあっては毎月支給し、その他の役員にあっては毎年3月に支給するのを常例とする。

(費用弁償等)

第4条 役員等の費用弁償は日当及び交通費とし、支給範囲及び額は、次の各号の定めるところによる。ただし、本会の会長及び職員の身分を有する役員については、支給しない。

- 2 日当の支給範囲及び額は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 理事会及び監事による監査は、1回につき1,500円
  - (2) 第2条第6号に定める会議等のうち、会長が日当の支給が必要と認める会議等は、1回につき1,500円
- 3 交通費については、本会旅費規程第10条に基づき支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。